

奈良市公報

号 外 第 24 号

平成19年11月16日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○開発行為に関する工事の完了（2件）	1
○行旅死亡人の取扱い	2
○放置自転車等の保管	2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による生活環境の保全上の支障の除去等	2
○奈良市長寿お祝い事業実施要綱の一部を改正する告示	3
○放置自転車等の保管	3
○開発行為に関する工事の完了	3
○放置自転車等の保管	3
○開発行為に関する工事の完了（2件）	4
○奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	4
○身体障害者福祉法の規定による医師の指定	4
○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定辞退	5
○放置自転車等の保管	5
○住居番号の変更	5
○放置自転車等の保管	5
○議会定例会の招集	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○道路の位置指定	5
○開発行為に関する工事の完了	6
○放置自転車等の保管（2件）	6
○なら工藝館の閉館時間の変更等	6
○放置自転車等の保管	6
○地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧	7
○予防接種の実施の一部改正	7
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	7
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	7
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	8
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	8
監 査	
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	8
公 平 委 員 会	
○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	9

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの事業の廃止の届出…………… 9

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催…………… 9

告 示

奈良市告示第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月16日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年 3 月23日 奈良市指令都整開 第06A－60号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 8 月16日 第1070号
(2) 公共施設 平成19年 8 月16日 第466号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市学園朝日町587番地の3及び587番地の4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
株式会社 ユニディオコーポレーション
代表取締役 河内 英聡
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市学園朝日町587番地の3の一部
(平成19年 8 月16日揭示済)

奈良市告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月17日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年 7 月13日 奈良市指令都整開 第07A－16号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 8 月17日 第1071号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市東九条町442番地の1及び442番地の4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市東九条町548
中田 正宏
(平成19年8月17日揭示済)

奈良市告示第455号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき平成19年7月25日次の行旅死亡人を取り扱いましたので、心当たりの方は保護課まで申し出て下さい。

平成19年8月17日

奈良市長 藤原 昭

発見日時	平成19年7月20日 午前11時30分
発見場所	奈良市川上町鎌研山902番地春日原生林内
本籍	不詳
住所	不詳
氏名	不詳
年齢	50歳～60歳（推定）
性別	男性
死亡日時	平成18年7月ころから同年9月ころ（推定）
死因	不詳
人相・特徴	完全白骨化しており、頭蓋骨、下顎骨を見分するも外傷等は全く無く、発見された状態から首吊り自殺と史料されるが、人定も判明せず、遺書等も発見されていないことから、死因については不詳
着衣	縦縞入り紺色スラックス、色不詳の横縞半袖シャツ、白地と青色のストライプ柄ステテコ
遺留物件	紺色リュック、手提げカバン、男性用金縁眼鏡、腕時計、シェバー、ポケットラジオ、折りたたみ傘、印鑑ケース、黒色小銭入れ

(平成19年8月17日揭示済)

奈良市告示第456号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年8月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年8月20日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取時間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表
(平成19年8月20日揭示済)

奈良市告示第457号

1の事案が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の8第1項第2号に該当すると認められるので、同項の規定により次のとおり公告します。

平成19年8月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 事案
奈良市針町3766番地1他4筆において、ドラム缶に入れられた特別管理産業廃棄物である硫酸ピッチ等を法第12条の産業廃棄物処理基準または法第12条の2の特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない方法で長期間保管し、放置している。
- 2 講ずべき措置の内容
1の事案に係る法第19条の5第1項に規定する処分者等（以下「処分者等」という。）は、1の硫酸ピッチ等を撤去し、法に基づき適正に処分すること。
撤去にあたっては、3の履行期限を遵守し全量撤去すること。
- 3 履行期限

平成19年11月30日

4 市長の代執行

処分者等が3の期限までに2の措置を講じないときは、市長が当該措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収することができる。

5 問合せ先

〒630－8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 企画部産業廃棄物対策課指導啓発係

電話 0742－34－1111(代)

(平成19年8月21日揭示済)

奈良市告示第458号

奈良市長寿お祝い事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年8月21日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市長寿お祝い事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市長寿お祝い事業実施要綱（平成14年奈良市告示第388号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市百歳誕生祝実施要綱

第1条中「高齢者」を「100歳に達した高齢者」に、「長寿を祝う事業を実施する」を「長寿を祝う」に改める。

第2条の見出しを「(祝の対象者及び名称)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条中「前条第1項に掲げる者に対しては9月から10月までの間に、同条第2項に掲げる者に対しては」を「前条に掲げる者の」に、「期間又は日」を「日」に改める。

附 則

この告示は、平成19年8月21日から施行する。

(平成19年8月21日揭示済)

奈良市告示第459号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年8月21日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年8月21日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年8月21日揭示済)

奈良市告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年8月21日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年2月6日 奈良市指令都整開 第06A－48号

平成19年7月27日 奈良市指令都整開 第06A－48－1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年8月21日 第1072号

(2) 公共施設 平成19年8月21日 第467号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町西一丁目748番地の一部、749番地の2、749番地の3、751番地の3の一部及び751番地の4並びに奈良市登美ヶ丘四丁目780番地の11

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東登美ヶ丘五丁目14番30号

三木武彦

奈良市四条大路二丁目2番13号

有限会社 いこま住研 取締役 生駒 堅治

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町西一丁目748番地の一部、751番地の3の一部及び751番地の4並びに奈良市登美ヶ丘四丁目780番地の11

(2) 下水道

奈良市中山町西一丁目748番地の一部及び749番地の3の一部

(3) 管路敷

奈良市中山町西一丁目748番地の一部及び749番地の3の一部

(4) 水路敷

奈良市中山町西一丁目749番地の2

(平成19年8月21日揭示済)

奈良市告示第461号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年8月22日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年8月22日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年 8 月22日揭示済)

奈良市告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月23日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年 7 月23日 奈良市指令都整開 第07 A - 18号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 8 月23日 第1073号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市川上町873番地の150及び873番地の151
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒郡三郷町立野南三丁目19番28 - 102号
福田 大樹
生駒郡三郷町立野南三丁目19番28 - 102号
福田真理子

(平成19年 8 月23日揭示済)

奈良市告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月24日

奈良市長 藤 原 昭

別表の付表

延長保育加算年額表

(単位：円)

延長区分 平均対象児童数	延長時間			
	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上
3 人～ 5 人	300,000	2,200,000	3,400,000	4,600,000
6 人～	1,400,000			

附 則

この告示は、平成19年 8 月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

(平成19年 8 月24日揭示済)

奈良市告示第465号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年 4 月10日 奈良市指令都整開 第05 A - 55号
平成19年 8 月 8 日 奈良市指令都整開 第05 A - 55 - 1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 8 月24日 第1074号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市佐保台西町95番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号
丸紅株式会社 代表取締役 関山 護
(平成19年 8 月24日揭示済)

奈良市告示第464号

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 8 月24日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表乳児保育促進事業補助金の項を削り、同表 1 歳児保育事業補助金の項中「5,340円」を「3,120円」に改め、同表障害児保育事業補助金の項中「154,300円」を「140,000円」に、「73,400円」を「70,000円」に改め、同表行事費補助金の項を削り、同表修理費補助金の項中「684円」を「200円」に改め、同表保育園活性化事業補助金の項を削り、同表職員研修費補助金の項中「3,420円」を「2,400円」に改め、同表病後児保育事業補助金の項中「6,128,000円」を「6,000,000円」に改め、同表の付表を次のように改める。

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第 3 条の規定により告示します。

平成19年 8 月24日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関 の 名 称	医療機関 の所在地	診療 科目	指 定 年月日
丸岡 真治	奈良県立 奈良病院	奈良市平松一 丁目30 - 1	眼科	平成19年 7 月 1 日

(平成19年 8 月24日揭示済)

奈良市告示第466号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、次のとおり告示します。

平成19年 8 月24日

奈良市長 藤 原 昭

薬局名	所在地	辞 退 年月日
まえだ薬癒堂薬局	奈良市秋篠早月町 4 - 8	平成19年 7 月 4 日

(平成19年 8 月24日揭示済)

奈良市告示第467号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 8 月24日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年 8 月24日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 8 月24日揭示済)

奈良市告示第468号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示します。

平成19年 8 月27日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成19年 8 月27日揭示済)

奈良市告示第469号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 8 月27日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日

平成19年 8 月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年 8 月27日揭示済)

奈良市告示第470号

平成19年 9 月 4 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成19年 8 月28日

奈良市長 藤 原 昭

(平成19年 8 月28日揭示済)

奈良市告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月28日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年 7 月 9 日 奈良市指令都整開 第07A - 13号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年 8 月28日 第1075号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市八条五丁目437番地の 7、437番地の 8、437番地の 9 の一部及び437番地の18の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町 5 丁目11番16号
医療法人 宝山会
理事長 小南 重憲

(平成19年 8 月28日揭示済)

奈良市告示第472号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年 8 月28日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	大和郡山市田中町818-1
申請者氏名	シマ建設株式会社 代表取締役 小島 健一
道路の位置	奈良市神殿町588番地の 1、589番地、590番地の 1 の各一部及び593番地の 5
道路の幅員	最大6.0m 最小4.0m
道路の延長	29.57m

指定年月日	平成19年 8 月28日
指 定 番 号	第19002号

(平成19年 8 月28日揭示済)

奈良市告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月28日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成18年 8 月 3 日 奈良市指令都整開 第06A-18号
平成19年 4 月27日 奈良市指令都整開 第06A-18-1号
平成19年 8 月 2 日 奈良市指令都整開 第06A-18-2号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 8 月28日 第1076号
(2) 公共施設 平成19年 8 月28日 第468号
- 開発区域に含まれる地域
(1 工区) 奈良市富雄北二丁目400番地の 1 の一部、400番地の 3 の一部、402番地の 1 の一部及び402番地の 4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号
オリックス不動産株式会社
代表取締役 西名 弘明
大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 4 号
株式会社新日鉄都市開発関西支店
参与支店長 藤田 武
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市富雄北二丁目400番地の 1 の一部、400番地の 3 の一部及び402番地の 1 の一部
(2) 下水道
奈良市富雄北二丁目400番地の 1 の一部、400番地の 3 の一部及び402番地の 1 の一部
(3) 公園
奈良市富雄北二丁目402番地の 1 の一部及び402番地の 4
(4) 調整池
奈良市富雄北二丁目402番地の 1 の一部
(平成19年 8 月28日揭示済)

奈良市告示第474号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 8 月29日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年 8 月28日
- 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年 8 月29日揭示済)

奈良市告示第475号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 8 月29日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年 8 月29日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年 8 月29日揭示済)

奈良市告示第476号

なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 2 項の規定により、次のとおりなら工芸館の閉館時間を変更し、臨時に休館します。

平成19年 8 月30日

奈良市長 藤 原 昭

- 閉館時間を変更する期間及び閉館時間

閉館時間を変更する期間	閉館時間
平成19年10月27日及び同月28日	午後 6 時
平成19年10月30日から同年11月 4 日まで	
平成19年11月 6 日から同月11日まで	

- 臨時休館日
平成19年10月25日、同月26日及び同年11月13日
(平成19年 8 月30日揭示済)

奈良市告示第477号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 8 月30日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 8 月30日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 8 月30日揭示済)

奈良市告示第478号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

平成19年 8 月31日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 閲覧を実施する者の名称
奈良市
- 2 閲覧地域

奈良市小倉町の一部地域

- 3 地図及び簿冊の名称
地籍図、地籍簿
- 4 閲覧期間
平成19年 9 月 1 日から平成19年 9 月20日まで
- 5 閲覧場所
奈良市都祁行政センター業務課（奈良市針町2176番地）
(平成19年 8 月31日揭示済)

奈良市告示第479号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正し、平成19年 9 月 1 日から適用する。

平成19年 8 月31日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成19年 8 月31日揭示済)

奈良市告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年 8 月31日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ぽればれ奈良公園訪問看護ステーション	奈良市西笹鉾町13	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成19年 8 月 1 日 平成19年 8 月 1 日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2－15		

(平成19年 8 月31日揭示済)

奈良市告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年 8 月31日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人松本快生会ヘル パーステーション	奈良市百楽園五丁目7－33メ ゾンソワニエA棟102号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年 8 月31日 平成19年 8 月31日
医療法人松本快生会	奈良県奈良市百楽園五丁目2－ 6		

(平成19年 8 月30日揭示済)

公 平 委 員 会

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成19年 8 月22日

奈良市公平委員会

委員長 森 田 功

奈良市公平委員会規則第3号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一
部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39
年奈良市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正
する。

第9条の2第1項中「又は書留郵便によつて行なうもの
とする」を「、書留郵便又は民間事業者による信書の送達
に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定
する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定
信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役
務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便
事業者において引受け及び配達記録を行うものによるもの
とする」に改め、同条第3項中「第2条第2項但し書」
を「第2条第2項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(平成19年 8 月22日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第29号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈
良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水
道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃
止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと
おり公示します。

平成19年 8 月17日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
谷牧組	谷牧 ヒサノ	奈良市古市町1233	平成19年 8 月10日

(平成19年 8 月17日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第17号

平成19年 9 月定例教育委員会を次のとおり開催しますの
で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員

会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成19年 8 月30日

奈良市教育委員会

委員長 小 谷 勝 彦

- 日時
平成19年 9 月 4 日（火）
午後 1 時30分から
- 場所
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
- 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成19年度 9 月補正予算内示について
(2) 弁当選択制による中学校給食の拡充について
(3) 平成19年度学校輝きプラン事業について
(4) 第40回奈良市民スポーツのつどい及びスポーツ体験
フェスティバルの開催について
議 事
議案第26号 「夢・教育プラン懇話会」の委員の委嘱
及び任命について
その他
教育委員会の後援・共催にかかる事業について
9 月～10月
傍聴受付は、開催日の午後 0 時30分から午後 1 時20分ま
で、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成19年 8 月30日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。